

「第3回アドバイザー会議」における補足説明(再質疑)

調書番号: 8 事業名: 中小企業労働相談事業費

補足説明

説明者職・氏名	説明内容
課長・上野 睦	<p>労働相談については、社会情勢の変化により、相談件数が増えることがある。国の働き方改革については、働き方改革担当の加藤大臣が残業時間の上限規制を検討すると発言しているとともに、本日、内閣官房に働き方改革実現推進室が設置されるなど、速いペースで検討が進められている。これに伴い、労働環境に対する関心も高まっており、今年度の4月から7月までの中小企業労働相談所における相談件数は昨年同期よりも35%増加している。残業時間の規制や同一労働・同一賃金などの労働制度は、勤労者の皆様にとって非常に身近な問題であり、今後の労働制度の改革に伴い、労働相談が増えることが予想される。また、事業者の皆様にとっても、非常に大きな改正となり、新しい制度を運営していく中での様々な疑問に答えられるよう、労働相談の充実が求められることとなる。労働制度改革の動きを考えると、甲府と都留の2か所で、県民の皆様からの労働相談にしっかりと答えられる体制を維持して参りたいと考えている。</p>

再質疑

アドバイザー	質問内容	回答者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー 五味アドバイザー 諸平アドバイザー	なし		

「第3回アドバイザー会議」における評価区分及び評価内容

調書番号: 8 事業名: 中小企業労働相談事業費

アドバイザー	評価区分	評価内容
五味アドバイザー	「要改善」	<p>事業主や勤労者の方が相談することができる窓口が各種開かれるようになった。</p> <p>また、相談する側も、その相談をどこでしたら良いかなどの知識を様々な方法で得られるようになり、窓口を選択できるようになったので、当事業の必要性が薄れてきているのではないか。</p> <p>労働相談自体の機会を失うことは大変問題があることだと思うが、現在、県民生活センターで労働相談を行っていることから、兼務相談員の費用負担などの調整を行うよりも、事業そのものを県民生活センターの事業として取り扱った方が合理的ではないか。</p>
諸平アドバイザー	「要改善」	<p>労使関係の安定のための労働相談は重要だと考えるが、都留の地方相談室については、今後活動状況をみながら予約制相談にするなど、いろいろな在り方を検討して頂きたい。</p>
小口アドバイザー	「要改善」	<p>労働相談事業自体は必要だと思うが、地方相談室における労働相談件数が過去4年間で0となっている。今年はいろんな状況があって若干あるということだが、全体として非常に少ない実態が続いている。</p> <p>それから、法律・交通事故・労働の3つを1人で兼務することについて、十分な相談対応ができるかということが挙げられる。相談対応者の経歴も頂いたが、やはり疑問を感じるということで見直しが必要と考える。</p> <p>今年は法律改正があったり、国のいろんな動きもあるということで、相談件数も増加が見込まれるということと、使用者側・経営側の相談を促すために商工支援機関との連携を予定しているようなので、今年の相談件数や相談内容を見て今後の体制を見直す時期だと考える。</p> <p>また、五味アドバイザーからも指摘があったように、予算付けについても、本来相談件数の多い分野での執行が妥当ではないかと思う。</p> <p>企業側の相談が増えた場合には、より専門性の高いアドバイスが必要になると思うので、外部機関との連携も勿論であるが、中小企業労働施策アドバイザーとも連携し、その人達に対応して頂くことも含め、相談レベルの向上をどうやって図っていくかということについても検討頂きたい。</p>